

平成21年第2回定例会
健康福祉病院常任委員会

説 明 資 料

	頁数
《所管事項説明》	
1 新型インフルエンザ対策について	1
2 新型インフルエンザ対策行動計画の改定について	5
3 三重県地域医療再生計画の策定について	7
4 救急搬送及び受入れ実施基準の策定について	8
5 福祉医療費助成制度について	10
6 県立病院改革にかかる「病院の姿」可能性詳細調査結果について	別冊
7 第二期三重県次世代育成支援行動計画中間案について	13
8 各種審議会等の審議状況の報告について	14

《別冊》

- ・三重県新型インフルエンザ対策行動計画
- ・地域医療再生計画（案）（概要版）
- ・県立病院改革にかかる「病院の姿」可能性詳細調査結果について
- ・三重県次世代育成支援行動計画中間案

平成21年12月8日
健康福祉部

1 新型インフルエンザ対策について

1 新型インフルエンザの発生状況について

本年第47週のインフルエンザ定点医療機関当たりの患者届出数は、全国で38.89、三重県で41.33と、依然として警報の基準(30)を超えており、新型インフルエンザの流行は今後も続くと予測されています。

○ インフルエンザ定点医療機関（1箇所当たりの患者届出数）

第40週（9月28日～10月4日）	5.51（全国6.40）
第41週（10月5日～10月11日）	11.07（全国12.92）
第42週（10月12日～10月18日）	17.47（全国17.65）
第43週（10月19日～10月25日）	29.97（全国24.62）
第44週（10月26日～11月1日）	46.14（全国33.28）
第45週（11月2日～11月8日）	38.52（全国32.76）
第46週（11月9日～11月15日）	37.68（全国35.15）
第47週（11月16日～11月22日）	41.33（全国38.89）
第48週（11月23日～11月29日）	38.57

（発生状況の詳細は別表のとおり）

2 県の対応状況について

こうした中、三重県では、10月28日に「三重県新型インフルエンザ対策本部」本部員会議を開催し、新型インフルエンザの感染者が急増している状況について情報共有を行うとともに、新型インフルエンザワクチン接種の円滑な実施、県民への的確な情報提供と啓発、関係機関との連携による迅速な情報把握等、引き続き全庁を挙げて新型インフルエンザ対策を推進することとしました。

（1）新型インフルエンザワクチンについて

①これまでの取組

- ・ 三重県では、国の定めた接種の優先順位に基づき、10月19日から医師、看護師等の医療従事者への接種を開始し、11月16日からは、妊婦及び基礎疾患を有する方への接種を開始しました。
- ・ また、国からの要請に基づき、1歳から小学校3年生までについても、当初の予定（12月17日）を前倒して、11月16日から準備の整った医療機関で順次接種を開始しました。

【所管事項説明】

【ワクチン接種の優先順位】

- 1 医療従事者
- 2 妊婦及び基礎疾患を有する者
- 3 1歳から小学校3年生までの者
- 4 1歳未満の小児の保護者等
- 5 小学校4年生から6年生までの者
- 6 中学生、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の高齢者

②今後の取組

- ・ 三重県では、11月から毎月1回程度、ワクチン接種医療機関に対してアンケート調査を実施し、各医療機関のワクチン所要量等を把握することとしています。
- ・ 今後、毎月2～3回予定されている、各医療機関へのワクチンの配布にあたっては、このアンケート調査の結果をもとに、適正かつ公平な配分に努めます。
- ・ 今後の接種スケジュールについても、当初の予定を前倒し、接種を開始できるよう関係機関と調整を行っていきます。

(2) 医療体制の整備について

①これまでの取組

三重県では、医師会、病院協会、三重大学医学部等の医療の専門家で構成される「三重県新型インフルエンザ専門家会議」をこれまで5回開催し、医療体制の整備について検討を行ってきました。

②今後の取組

専門家会議での検討結果を踏まえ、医療機関の連携強化に向けて、調整を進めるとともに、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄に引き続き取り組みます。

また、強毒性の新型インフルエンザの発生に備えた対応についても、専門家会議において検討していきます。

(3) 啓発について

①これまでの取組

「三重県新型インフルエンザ対策本部」の本部長である知事が、直接県民に対し感染予防等について呼びかけを行いました。このほか、新聞折込チラシ、新聞記事掲載、「県政だより」、ラジオ、県ホームページなどを活用して、一般的な感染予防の啓発に加え、適切な受診の仕方、妊婦など重症化するリスクの高い方々への啓発を行うとともに、ワクチン接種に関する情報提供を行ってきたところです。

【所管事項説明】

【新聞折込チラシ】

- 1回目 9月26日実施 「みんなで防ぐインフルエンザ」
- 2回目 10月31日実施 「新型インフルエンザワクチン接種について」

【新聞掲載記事】

- 1回目 11月16日実施 「新型インフルエンザワクチン接種について」

【県政だより11月号「県からのお知らせ」】

「インフルエンザの感染予防」

②今後の取組

引き続き、新聞掲載記事や県ホームページを活用して、一般的な感染予防知識の普及・啓発に加え、ワクチン接種に関する情報提供を行ってまいります。

【新聞掲載記事】

- 2回目 12月実施予定

「新型インフルエンザワクチンの接種スケジュールについて」

三重県における新型インフルエンザの発生状況

平成21年8月25日、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」が改正され、集団発生時の新型インフルエンザかどうかを特定する検査は行わなくなりました。これにより、インフルエンザ様症状がある方やインフルエンザA型と診断された“新型インフルエンザを強く疑う事例”を集団発生 の件数として掲載しています。

※毎週火曜日に更新しますが、祝日等により更新日に変更になることがあります。

○集団発生

・同一集団内で、7日以内に10名以上の感染拡大が発生した場合の数を掲載しています。 単位：件数

週	発生場所	医療機関	社会福祉施設		その他	合計	四日市市
			保育所	その他			
第42週 (H21.10.12~10.18)						0	1
第43週 (H21.10.19~10.25)						0	4
第44週 (H21.10.26~11.1)			3			3	0
第45週 (H21.11.9~11.8)			7			7	4
第46週 (H21.11.9~11.15)			5			5	4
第47週 (H21.11.16~11.22)			17		1	18	2
第48週 (H21.11.23~11.29)			8			8	3
累計		0	40	0	1	41	18

○入院患者状況

単位：人

週	年齢・性別	年齢(歳)					計	性別			四日市市
		~4	5~19	20~39	40~59	60~		男性	女性	計	
第35週 (H21.8.24~8.30)			2			1	3	1	2	3	0
第36週 (H21.8.31~9.6)							0			0	1
第37週 (H21.9.7~9.13)		1					1	1		1	1
第38週 (H21.9.14~9.20)							0			0	1
第39週 (H21.9.21~9.27)							0			0	2
第40週 (H21.9.28~10.4)		1	1				2	1	1	2	2
第41週 (H21.10.5~10.11)		1	6		1	1	9	2	7	9	2
第42週 (H21.10.12~10.18)			10				10	8	2	10	4
第43週 (H21.10.19~10.25)			10			1	11	9	2	11	9
第44週 (H21.10.26~11.1)			14	1	1		16	14	2	16	6
第45週 (H21.11.2~11.8)		2	22	2	2		28	23	5	28	9
第46週 (H21.11.9~11.15)		2	16		1	2	21	16	5	21	7
第47週 (H21.11.16~11.22)		2	10				12	8	4	12	5
第48週 (H21.11.23~11.29)		5	13			1	19	13	6	19	5
累計		14	104	3	5	6	132	96	36	132	54

○インフルエンザ定点医療機関(県内72箇所)当たりの患者届出数

週	三重県		全国	
	届出数	定当	届出	定当
第31週 (H21.7.20~8.2)	17	0.25	2,655	0.56
第32週 (H21.8.3~8.9)	68	0.94	4,630	0.99
第33週 (H21.8.10~8.16)	57	0.79	7,750	1.69
第34週 (H21.8.17~8.23)	114	1.58	11,636	2.47
第35週 (H21.8.24~8.30)	101	1.40	12,007	2.52
第36週 (H21.8.31~9.6)	111	1.54	12,515	2.62
第37週 (H21.9.7~9.13)	115	1.60	15,382	3.21
第38週 (H21.9.14~9.20)	138	1.90	23,275	4.95
第39週 (H21.9.21~9.27)	194	2.69	20,365	4.25
第40週 (H21.9.28~10.4)	397	5.51	30,765	6.40
第41週 (H21.10.5~10.11)	797	11.07	61,583	12.92
第42週 (H21.10.12~10.18)	1,258	17.47	84,976	17.65
第43週 (H21.10.19~10.25)	2,158	29.97	118,570	24.62
第44週 (H21.10.26~11.1)	3,322	46.14	159,651	33.28
第45週 (H21.11.2~11.8)	2,774	38.52	157,626	32.76
第46週 (H21.11.9~11.15)	2,713	37.68	169,095	35.15
第47週 (H21.11.16~11.22)	2,976	41.33	186,117	38.89
第48週 (H21.11.23~11.29)	2,777	38.57		

※定当：1箇所の定点医療機関当たりの患者数

説明：

1.0を超えると全国的な流行が始まったとする
1.0を超えると注意報
3.0を超えると警報

第47週の患者発生推計値は
全国173万人、三重県27,663人と推計。

2 三重県新型インフルエンザ対策行動計画の改定について

1 計画改定の目的

(1) 計画作成の経緯

本県では、平成 17 年度に「三重県新型インフルエンザ行動計画」を作成しましたが、内容のほとんどが医療対応であったことから、平成 20 年 12 月に社会機能を維持するための県の具体的取組を規定した、「県新型インフルエンザ対策行動計画社会対応版(暫定版)」を作成し、同時に平成 17 年度に作成した「県新型インフルエンザ対策行動計画」は「県新型インフルエンザ行動計画医療対応版」としたところです。

(2) 改定(見直し)

今回、社会対応版と医療対応版に分かれている「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」を統合するとともに、平成 21 年 2 月に改定された国の「新型インフルエンザ行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の内容を反映させることを目的として、「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「県行動計画」という)を改定することとしました。

なお、今回改定を行う県行動計画は、高病原性鳥インフルエンザ由来等の強毒性の新型インフルエンザの発生を想定して作成しており、現在流行している新型インフルエンザ(A/H1N1)に対しては、今後も引き続き、「三重県新型インフルエンザ対策行動計画にかかる弱毒性運用マニュアル(整理表)」に基づいて対応を行います。

2 主な改定内容

(1) 社会対応版と医療対応版の統合に伴う改定

- ・ 社会対応版と医療対応版を重複記述の整理を行った上で統合し、医療対応の具体的な内容については別途指針を作成することとし、県行動計画へは医療に係る主な対応を記載

(2) 国の行動計画、ガイドラインの内容を踏まえた改定

- ・ 従来のWHOによるフェーズに変え、国の発生段階に対応して取組区分を整理
- ・ 感染拡大防止を目的とした社会活動の制限に係る記述を整理(例:国の行動計画に合わせて、県主催以外のイベント・集会等の開催自粛要請等について記述)
- ・ 社会機能の維持を目的とした対応に係る記述を整理(例:国の行動計画に合わせて、事業者への不急業務の縮小要請等について記述)

(3) 今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の対応を参考とした改定

- ・ 県が実施する対応については、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に応

【所管事項説明】

(健康福祉部)

(防災危機管理部)

じて、初期段階を含め、柔軟な対応を可能とする（社会活動の制限に係る対応、県業務の中止等）

- ・ 対策本部地方部設置の弾力化

・

(4) 表現の適正化等

- ・ 表現の適正化等所要の訂正

3 三重県地域医療再生計画の策定について

二次医療圏単位での医療提供施設の機能の強化、医師の確保などの地域の医療課題を解決するため、県において地域医療再生計画（以下「計画」という。）を策定するとともに、国から交付される地域医療再生臨時特例交付金（以下「交付金」という。）により、地域医療再生基金を造成し、計画に基づく事業を実施するものです。

1 経緯

交付金については、当初、100億円の計画について10地域、25億円の計画について84地域を対象としていましたが、国の平成21年度第1次補正予算の一部執行停止により、100億円の計画を取り止め、25億円の計画の対象地域を94地域とし、各都道府県で2地域ずつを対象とすることとなりました。

2 計画の内容

三重県では当初、他地域と比べて医療課題の多い中勢伊賀地域で100億円、南勢志摩地域で25億円の計画を予定しておりましたが、国の交付金の見直しを受け、再度、関係機関等との調整や県医療審議会の意見を伺いながら、計画内容について抜本的に見直しを行い、中勢伊賀及び南勢志摩の2地域について、当初の枠組みを維持しながら、それぞれ25億円の計画（案）を策定したところです。

なお、計画（案）の概要は別紙のとおりです。

3 計画期間

計画の期間は、国が計画を承認した日から、平成25年度末までの5年間となります。

ただし、施設整備については、平成25年度末までに着工すれば、平成26年度以降も計画の対象にすることができます。

4 今後のスケジュール

- | | |
|-------|--------------------------|
| 12月中旬 | 国に設置する有識者による協議会の開催・計画の承認 |
| 12月中旬 | 都道府県に対する交付金の額の内示 |
| 1月8日 | 交付金の交付申請期限 |
| 1月中 | 都道府県に対する交付金の交付決定 |

4 救急搬送及び受入れ実施基準の策定について

1 消防法改正の目的

傷病者の症状等に応じた搬送及び受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 34 号）」が平成 21 年 5 月 1 日に公布され、同年 10 月 30 日に施行されました。

今回の消防法改正の目的は、単に 119 番通報から病院収容までの時間を短くすることだけではなく、いかに傷病者の症状等に対応した医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するかという点にあります。

2 消防法改正の概要

(1) 協議会の設置

都道府県は、既存の医療資源を活用しつつ、地域において、より適切な救急搬送及び受入れを実施するため、消防機関と医療機関等で構成する協議会を設置し、搬送先の医療機関リスト、救急隊による観察基準などの実施基準の策定を行うこととなりました。協議会の構成委員は、次のとおり予定しています。

「三重県救急搬送、受入れに関する協議会【仮称】」委員(案)(25名)

No.	区 分	所 属 ・ 役 職	人数
1	消防機関の職員	四日市市消防本部、桑名市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、伊勢市消防本部、伊賀市消防本部、熊野市消防本部の消防長	8名
2	医療機関の管理者又はその指定する医師	県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、吉田クリニック、伊賀市立上野総合市民病院、松阪中央総合病院、山田赤十字病院、紀南病院の病院長	8名
3	診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会、三重県医療審議会周産期医療部会、三重県精神科病院会、三重県看護協会	4名
4	都道府県の職員	三重県防災危機管理部長	1名
		三重県健康福祉部長	1名
		三重県保健所長会	1名
5	学識経験者等 (都道府県が必要と認める者)	三重県市長会	1名
		三重県町村会	1名

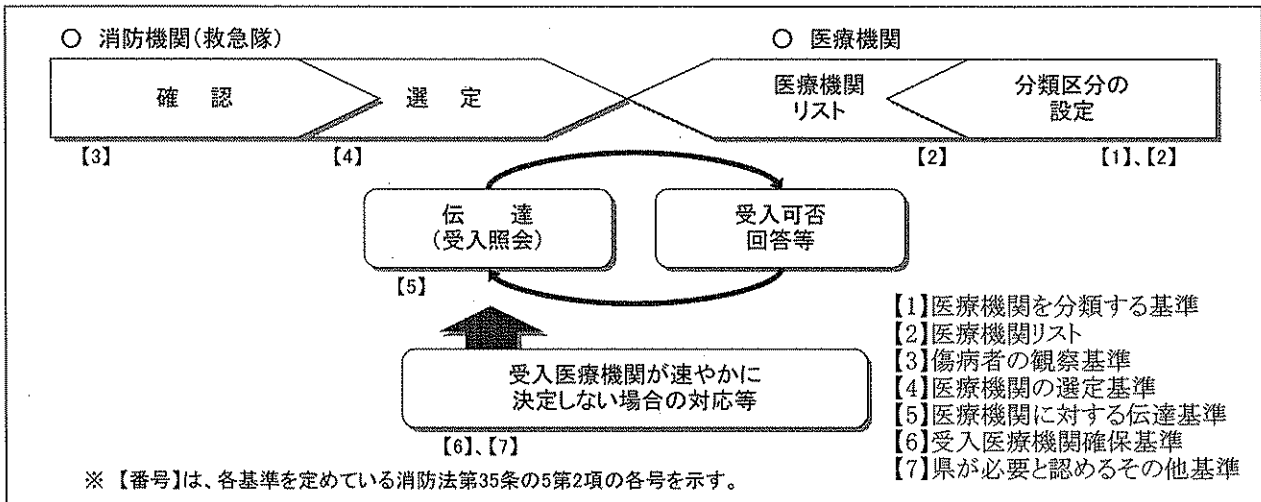
(2) 傷病者の搬送及び受入れの実施基準

傷病者の搬送及び受入れの実施基準を、実際に機能するものとするためには、救急隊が、傷病者の状況を確認（観察）した際に、医療機関で受入れるまでの一連の対応を考える必要があります。

また、医療機関に適切に傷病者が搬送されるよう、救急隊の対応基準を決めるとともに、これらの基準だけでは対応できない場合の対応についても、更に基準を策定する必要があります。

傷病者の搬送及び受入れの実施基準について、全体の概念図は以下のとおりです。

傷病者の搬送及び受入れの実施基準概念図



3 実施基準策定に関するスケジュール

平成 21 年内を目処に、「三重県救急搬送、受入れに関する協議会【仮称】」を立ち上げ、地域の実情に応じた救急搬送及び受入れの実施基準策定に向けて検討を進めていきます。

日 程	国	県
05月01日	改正消防法公布(法律第34号)	
06月～	傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会	協議会設立準備
	消防法の一部を改正する法律の施行日を定める政令	■
	↓	■
10月27日	実施基準等に関する検討会報告書(ガイドライン)発出	■
10月30日	改正消防法 施行	
		■
12月下旬		協議会設立
		↓
		実施基準策定

5 福祉医療費助成制度について

1 検討経過

福祉医療費助成の対象等の見直しについては、平成20年11月以来、精神障がい者の対象拡大と現物給付の実施を優先課題として、県と市町の福祉医療費助成制度担当課長などで構成する福祉医療費助成制度改革検討会及び検討会メンバーの9市町の担当課長等と県で構成する研究会により検討を行っており、現時点での主な意見を平成21年11月に検討会の中間報告として別紙のとおりまとめたところです。

2 中間報告概要

- ・精神障がい者の対象拡大については、身体障がい者との就労、収入、医療費、障害程度のバランスなどから現物給付に優先して実施すべきであるという意見と、財源等の観点から慎重に検討すべであるという両方の意見がありました。
- ・現物給付については、事務の簡素化や利用者の利便性から一部の市町で推進の意見ありましたが、財源等の観点から慎重な検討が必要という意見が多数となりました。
- ・その他、乳幼児医療の対象者のあり方や、子ども手当の創設に伴う所得制限のあり方など今後予想される制度改革に伴う課題について、研究会の議題として加えるべきという意見が出されました。

3 今後の予定

検討会の中間報告について、市町の担当課長から各市町長に報告を行うとともに、各市町長の意見をお聴きし、その結果を踏まえて引き続き検討会で議論する予定です。

*参考（現行制度）

区分	障がい者医療費助成	乳幼児医療費助成	一人親家庭等医療費助成
対象者	○身体1・2・3級の者 ○知的IQ35以下又は最重度・重度の者 ○身体4級のうち、知的IQ50以下又は中度の者 ○精神1級の者	○義務教育就学前児童	○18歳年度末未満児童を扶養している一人親家庭等の母又は父及びその児童 ○父母のない18歳年度末未満児童
所得制限	障害児福祉手当準用	児童手当（特例給付）準用	児童扶養手当（一部支給）準用
助成対象医療費	医療保険自己負担相当額 *精神障がいは通院のみ	医療保険自己負担相当額	医療保険自己負担相当額
実施主体	市 町		
支給方法	償還払い（自動償還）		
負担割合	県1/2、市町1/2		

福祉医療費助成制度改革検討会中間報告

○福祉医療費助成制度改革検討会での検討の概要

平成20年11月7日に開催された福祉医療費助成制度改革検討会で優先課題とされた①精神障がい者の対象拡大と②現物給付等について、研究会の中間報告をもとに平成21年11月16日に開催した検討会で検討した内容を以下のとおり取りまとめましたので報告します。

1. 制度改革の基本的な考え方

- ① 受益と負担の公平性の確保
 - ② 制度の持続可能性
 - ③ すべての市町で実施可能な制度内容とすること
- の3原則を基本に、制度改革の検討を行う。

2. 精神障がい者の対象者について

(対象の拡大)

- ・精神障がい者2級通院への拡大については、3障がいのバランスを念頭に考えるべきであり、身体障がい者との就労、収入、医療費、障害程度のバランスから考えるとやむをえないが、財源が大きな問題である。
- ・入院については、拡大すべきという意見と慎重にすべきという意見の両方があった。
- ・精神障がい者施策の方向性としては、「入院医療中心から地域生活中心へ」という地域移行である。しかし、障害者自立支援法の廃止という動きなどもあり、対象拡大は1級入院から取り組むことも考えられる。
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害程度の等級を医療費助成の対象者の基準とすることについて、手帳の認定基準に厳密な客観性があるかどうかという意見があったが、一定の統一は取られており、手帳の等級を助成対象基準とすることはやむを得ない。

(必要経費)

- ・精神障がい者の対象者を拡大した場合、対象拡大による費用の増大に加え、新たな手帳取得者が増えることによる助成額の増加が予想される。
- ・財政状況については、厳しいところが多く、福祉医療費助成制度全体や障がい者施策全体で財源の確保を考えざるを得ず、どの施策に重点を置くかの議論が必要となる。
- ・財源確保の方法として、一部負担金の導入等について検討することも一つの方法という意見が一部にあった。

[意見まとめ]

精神障がい者の対象拡大については、現物給付に優先して実施すべきとの意見と、財源等の観点から慎重に検討すべきとの両方の意見があった。

3. 現物給付について

- ・財政状況が厳しい中では、現物給付より対象拡大を優先すべきである。
- ・福祉医療費助成制度について、事務の簡素化や利用者の利便性からはメリットがあるが、医療費の増加が予想され、助成額の大幅な増加や審査支払手数料などの負担が生じる。また、高額療養費請求等の新たな事務が必要となる。
- ・国民健康保険財政について、医療費の増加や国庫負担金等の減額調整があり、財源確保の問題が大変大きいという指摘が多くあった。
- ・医療費増加により、後期高齢者医療や健保組合等の財政に与える影響も大きい。
- ・地域医療において医師が不足している中で、受診率が高くなることにより診療の負担が増えることは問題である。

[意見まとめ]

現物給付については一部の市町で推進の意見があったが、財源等の観点から慎重な検討が必要であるとの意見が多かった。

4. 今後の研究会の進め方について

- ・前回の制度改革の結果を含め、研究会の検討内容が、制度改革の基本的な考え方である①受益と負担の公平性の確保 ②制度の持続可能性 ③すべての市町で実施可能な制度内容とすることの3原則を満たしているかどうか検証する。
- ・政権交代により、障害者自立支援法や医療制度自体の今後の見通しが立たない状況であり、拙速に結論をだすのではなく、国の施策の状況を見ながら検討する。
- ・検討会の検討結果については、市町の福祉医療担当課長から各市町長へ報告し、各市町長の意見を聴取する。

[意見まとめ]

上記の考え方で進めるとともに、新たな課題として、乳幼児医療の対象者のあり方や、子ども手当の創設に伴う所得制限のあり方など今後予想される制度改正に伴う課題について、研究会の議題として加える。

※検討会・研究会開催状況

[平成20年度第2回福祉医療費助成制度改革検討会]

[日 時] 平成20年11月7日

[議 題] 今後の検討課題について

[検討結果] 今後の検討課題として、精神2級拡大と現物給付を優先課題とすることとなった。

[平成20年度第1回福祉医療費助成制度改革研究会]

[日 時] 平成21年2月9日

[議 題] 障がい者施策における福祉医療費助成制度のあり方について

[平成21年度福祉医療費助成制度改革研究会]

・第1回研究会 [日 時] 平成21年8月3日

・第2回研究会 [日 時] 平成21年10月13日

[議 題] 精神障がい者の対象拡大について
現物給付について

[平成21年度第1回福祉医療費助成制度改革検討会]

[日 時] 平成21年11月16日

[議 題] 研究会中間報告の説明と意見交換

7 第二期三重県次世代育成支援行動計画(中間案)について

第二期三重県次世代育成支援行動計画（以下、「第二期行動計画」という。）の策定については、策定検討会による検討を重ねながら、その一環として、県民の皆さんとの意見交換会や三重県社会福祉審議会、三重県青少年健全育成審議会への報告、市町担当者との情報交換などを実施してきました。

こうした取組を通じて出された意見等についても検討に反映させながら計画の策定を進め、別添のとおり中間案をとりまとめたところです。

1 第二期行動計画（中間案）の構成

- I 第二期行動計画について
 - 1 策定までの経緯と背景
 - 2 第二期行動計画の基本的な視点と施策推進の考え方
- II 第二期行動計画における取組
 - 1 重点的取組
 - 2 施策体系
- III ひとり親家庭等自立支援の取組
～第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画～
- IV 第二期行動計画に関する目標

なお、第二期行動計画（中間案）の内容については、別添のとおりです。

2 今後のスケジュール

- 平成 21 年 12 月 健康福祉病院常任委員会（中間案説明）
 - 三重県青少年健全育成審議会（中間案報告）
 - 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（中間案報告）
- パブリックコメントの実施（～1月中旬）
- 平成 22 年 3 月 健康福祉病院常任委員会（最終案説明）
 - 計画公表

【所管事項説明】

8 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成21年9月16日～平成21年11月23日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会メディカルコントロール分科会
2 開催年月日	平成21年 9月17日
3 委員	座長 小林 篤 委員 岡田 昌彦 他6名
4 諮問事項	1 アナフィラキシーショックにおける業務プロトコルについて 2 再教育ガイドラインについて
5 調査審議結果	諮問事項の両項目とも承認され、実施の方向で検討を進めることが決定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成21年 9月18日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 中嶋 寛 他13名
4 諮問事項	1 地域医療再生計画について 2 その他
5 調査審議結果	地域医療再生計画の内容について審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成21年9月17日、平成21年10月15日
3 委員	部会長 清水 将之 委員 佐々木 光明 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 新規事例の審議を行った。(4件) 2 過去の審議事例の経過報告及び審議などを行った。(1件)
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成21年10月 6日
3 委員	会長 近藤忠彦 委員 木下 美佐子 他13名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告（平成20年度版）について 2 平成21年度第1回三重県障害者自立支援協議会結果概要
5 調査審議結果	1について提案し質疑・意見交換を行った。2について報告し了承を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成21年10月23日
3 委員	委員長 内田 淳正 委員 中嶋 寛 他11名
4 諮問事項	がん診療連携拠点病院の推薦について
5 調査審議結果	諮問事項については、県が平成21年10月末までに、厚生労働省に推薦を行う必要があるため、協議会を開催した。 審議の結果、新規推薦病院として、鈴鹿中央総合病院、指定更新病院として、三重大学医学部附属病院、三重県立総合医療センター、三重中央医療センター、山田赤十字病院、松阪中央総合病院を厚生労働省に推薦することが了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成21年10月23日
3 委員	部会長 中嶋 寛 委員 内田 淳正 他3名
4 諮問事項	医療法人設立・解散・医療法第46条の3第1項のただし書きの認可について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人全て承認された。
6 備考	【医療法第46条の3第1項ただし書き】 医師・歯科医師以外の理事長選出に関する規定

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成21年10月27日
3 委員	部会長 宇治幸隆 委員 杉村 芳樹 他5名
4 諮問事項	1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定 2 障害者自立支援法第59条の規定に基づく自立支援医療機関の指定 3 " " の医師の変更
5 調査審議結果	1については、16件中、15件同意1件複数の指定申請分野のうち「平衡機能分野は不同意。2については、2件すべて同意。③については、2件すべて同意。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 予防接種部会
2 開催年月日	平成21年11月 4日
3 委員	部会長 加藤 正彦 委員 馬岡 晋 他5名
4 諮問事項	1 平成20年度予防接種実施状況について 2 新型インフルエンザについて
5 調査審議結果	1 県内各市町における、平成20年度の予防接種実施状況について報告を行った。 2 新型インフルエンザの発生状況及びワクチン接種のスケジュール等について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	平成21年11月9日
3 委員	部会長 堀川 清 委員 平田 孝充 他3名
4 諮問事項	新規養育里親等申込者の審議について
5 調査審議結果	1 新規の養育里親及び親族里親申込者の審議を行った。(5件)
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成21年11月18日
3 委員	委員長以下15名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	准看護師試験問題（案）に対する三重県准看護師試験委員からの意見のまとめについて
5 調査審議結果	准看護師試験問題（案）の内容確認を行い、問題についての委員からの意見をまとめた。
6 備考	